

市川三郷町

新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月24日

市川三郷町

文章履歴

令和8年3月24日 全面改定

用語の略称

(五十音順)

略 称	用 語
法令	
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)
その他	
学校等	学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び次項に規定する第二種感染症指定医療機関
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障がい者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
市町村	山梨県内 27 市町村
新型インフルエンザ等	全国的かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 (特措法が適用されるものに限る。)
政府行動計画	特措法第 6 条第 1 項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」

保育所等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」
保健所	県型保健所
町行動計画	特措法第 8 条第 1 項の規定により市川三郷町長が定める「市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画」
町対策本部	国による緊急事態宣言*の対象区域とされた県内の市町村長が、特措法第 34 条第 1 項の規定により設置する対策本部

目次

第1部 はじめに（背景・改定の経緯）	1
第1章 感染症危機を取り巻く状況	1
第2章 市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	2
第2部 対策の実施に関する基本的な方針	3
第1章 対策の目的と基本的考え方	3
第2章 対策を実施する上での留意事項	5
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	6
第1章 実施体制	6
第2章 情報収集・分析	11
第3章 サーベイランス.....	13
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	15
第5章 まん延防止.....	21
第6章 ワクチン、治療薬・治療法	24
第7章 医療	35
第8章 保健	38
第9章 物資.....	41
第10章 生活・経済の安定の確保.....	43
参考資料	48
資料1 市川三郷町新型インフルエンザ等対策本部条例	48
資料2 用語集	49

第1部 はじめに（背景・改定の経緯）

第1章 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020(令和2)年以降新型コロナウイルス感染症*が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症*等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機*が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。しかし、新型インフルエンザ等*のような未知なる感染症への対策を事前に立てることは非常に難しい。実際に起きてみないと分からないことがあまりにも多いからである。しかしながら、先般の新型コロナウイルス感染症による感染症危機を乗り越える過程で私たちは多くの教訓を得ることができた。政府行動計画・県行動計画の全面改定を踏まえ、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス*」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ*の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第 2 章 市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

2013(平成 25)年 6 月、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、2024(令和 6)年 7 月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題やこれまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症*による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、山梨県(以下「県」という。)においても、政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が改定された。

本町では、特措法制定前から、国のガイドライン*及び県の行動計画等を踏まえ、2009(平成21)年4月に「市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

さらに、特措法が制定されたことを受け、同法第 37 条の規定により、2013(平成 25)年 3 月に「市川三郷町新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、2014(平成 26)年 2 月に策定された「県行動計画」を踏まえ、同法第 8 条の規定により、「市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)も策定した。今般、政府行動計画及び県行動計画が全面改定されたことを受け、町行動計画も全面改定する。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行っていることから、町においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ町行動計画の改定を検討する。

第2部 対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的と基本的考え方

第1節 対策の目的

感染症である新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生した際の流行期間と流行規模がどのように推移するのかを正確に予測することも困難である。またその発生そのものを阻止することも不可能であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内への侵入も避けられないと考えられる。

町民の生命及び健康、町民生活、社会経済にも大きな影響を与え、深刻なものとなる新型インフルエンザ等に対し、流行期間における波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで、医療提供体制を強化する時間を確保することができるように感染症対策を行っていかねばならない。

このようなことを踏まえ、本町の新型インフルエンザ等への対策は次の2つの目的で行うものとする。

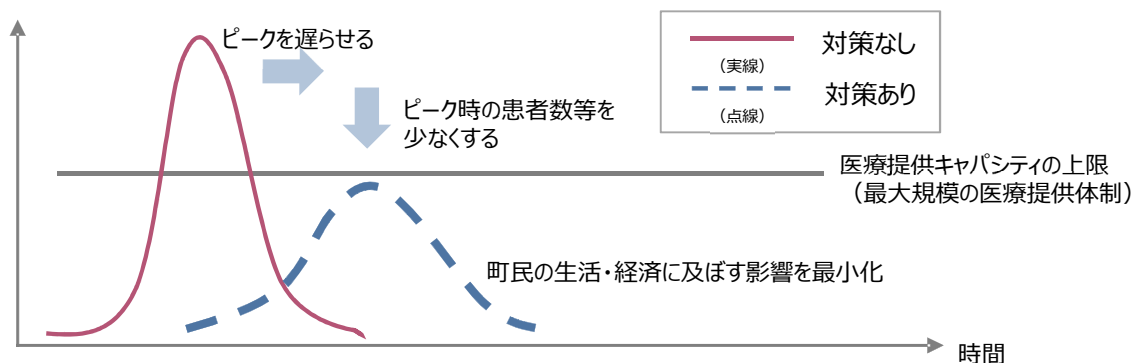
1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命・健康を保護

- (1) 流行のピークを遅らせ、医療やワクチン・治療薬による対応のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等を少なくすることで医療への負荷を軽減し、医療提供体制の強化を図り、治療が必要な患者に適切な医療が受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 町民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

- (1) 感染拡大防止により、欠勤者等の数を減らす。
- (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、町民の生活・経済への影響を軽減する。
- (3) 業務継続計画（BCP）*の作成・変更・実施等により、有事においても強化・拡充すべき業務、町民の生活・経済の安定に寄与する業務を維持するよう努める。

対策の目的の概念図



第 2 節 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット*といった感染対策*が基本である。感染症有事において医療の逼迫や社会的混乱を回避するためには、町民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、一般医療機器（体温計等）や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは施設の使用制限の要請、業務縮小による接触機会の抑制などの医療以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより、効果が期待されるものである。町民や事業者が自発的に職場や家庭における感染予防に取組み、事業者においては継続する重要業務を絞り込むことなどについて積極的に検討することが重要である。

新型インフルエンザ等への対策は、新たな感染症の特徴や病原体の性状、流行の状況、地域の特性などを踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、実行の可能性、社会・経済活動への影響などを総合的に考慮した上で、その実施を判断するものである。

第 3 節 計画の位置づけ

市川三郷町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、県行動計画に基づき町長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。

このような計画の位置付けにより、計画の期間を設定しないが、関係する計画の制定や改定が行われた場合には見直しを検討する。

なお、特措法に基づき定める本計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。

第2章 対策を実施する上での留意事項

町は、新型インフルエンザ等発生時に備え、また発生した時の対策を実施する場合において、政府行動計画及び県行動計画、並びに国及び県の業務継続計画（BCP）に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション*の観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性*の程度や、抗インフルエンザウイルス薬*等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置*や緊急事態措置*を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携強化の確保

政府対策本部、県対策本部、町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 対策の理念・目標

理 念	<ul style="list-style-type: none">✓ 関係機関間の緊密な連携や人材の養成・確保、実践的な訓練などにより、感染症危機への対応能力を向上する。✓ 感染症の特徴や病原体の性状に適切に対応できる機動的な組織体制を構築する。
------------	---

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none">✓ 指揮命令系統の確立、人員の確保、業務継続計画（BCP）の実効性の確保、行動計画や業務計画の作成、変更などにより、実行性のある組織体制を整備する。✓ 平時から県の情報を活用し、対策の実施や切替えを適時適切に行うことができる体制作りを進める。✓ 研修や訓練を通じて県、市町村、関係機関・関係団体等の連携を強化する。
	初動期	<ul style="list-style-type: none">✓ 町は、即応体制をとりつつ、必要に応じて警戒本部を立ち上げ、初動期における対策を迅速に実施する。✓ 感染症情報を迅速かつ的確に収集し、感染状況を県、他市町村、関係機関・関係団体等と迅速に共有する体制を構築する。
	対応期	<ul style="list-style-type: none">✓ 様々な事態に対処するため町の組織体制を柔軟かつ機動的に見直し、県、市町村、関係機関・関係団体等との連携強化により、業務の継続を相互に支援する。✓ 中長期の対応も想定した持続可能な体制を構築する。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 町の組織体制の整備

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、とるべき体制や対策を明確にした町行動計画を作成・変更する。その際、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び感染症有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。

〔町対策本部、いきいき健康課〕

- (3) 町は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更にあたっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。

〔いきいき健康課〕

- (4) 町は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる町対策本部体制及びそのための規定を整備する。

〔いきいき健康課〕

1-2. 関係機関との連携の強化

- (1) 町は、県と相互に連携して感染症有事に備え、事態対処を円滑に行うための連絡体制を整備する。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (2) 町は、県や指定地方公共機関*と連携して感染症や医療、社会経済分野の関係団体や業界団体等と平時から情報交換等を行い、感染症有事に備えて連携体制を整備する。

〔いきいき健康課、防災交通課、所管課*〕

1-3. 訓練等の実施・人材の養成

- (1) 町は、県が実施する訓練に参加し、平時から情報共有及び連携体制を確認する¹。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (2) 町は、県が実施する研修会に参加し、職員の人材育成を行う。

〔いきいき健康課、総務課〕

¹ 県、市町村及び指定地方公共機関にあっては、特措法第12条第1項の規定により、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、単独又は合同で、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めることとされる。この場合において、同条第3項の規定により、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

第 2 項 初動期

2-1. 対策本部体制への移行

- (1) 町は、WHO や国による感染症の発生の公表前であっても、国内外で新型インフルエンザ等の発生の情報が確認された場合は、情報を収集し警戒にあたる。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

2-2. 対策本部体制への移行

- (1) 町は、県対策本部が設置されたときは、必要に応じて特措法によらない組織として町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

〔いきいき健康課、関係課〕

- (2) 町は、必要に応じて第 1 節（準備期）1-1 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

〔全所属〕

- (3) 町は、町対策本部を設置するかどうかにかかわらず、国が行う財政支援の検討を踏まえ、全庁的に必要な対策について検討し、対策に要する経費について必要な準備²を行う。

〔財政課、関係課〕

² 特措法第 69 条から第 70 条までの規定により国は必要な財政支援等を行うことが想定される。なお、同法第 70 条の 2 では、起債の特例が規定され、同条の規定により、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

第3項 対応期

3-1. 様々な事態に対処できる組織体制の構築と運用

- (1) 町は、自らの行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。

〔全所属〕

- (2) 町は、域内に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは緊急事態措置に関する総合調整^{3*}を行う。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

3-2. 関係機関との連携の強化

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、町における対策が円滑に進むよう、町職員を県に派遣（リエゾン*）する。

〔いきいき健康課、防災交通課、総務課〕

- (2) 町は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して総合調整を行うよう要請し、応援を求める。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (3) 町は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県、医療機関、その他関係機関と連携し、必要な総合調整を行う。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (4) 町は、新型インフルエンザ等への対応が停滞することがないように、県、医療機関、その他関係機関と緊密に連携するため、会議・研修等に参加し意思疎通を図る。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

3-3. 実施体制の維持

- (1) 町は、特定新型インフルエンザ等対策*を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は県に応援を求め⁴、また、県を通じて国に職員の派遣を要請⁵する。

〔所管課〕

- (2) 町は、新型インフルエンザ等のまん延により事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し新型インフルエンザ等対策の事務代行を要請する。

〔総務課、所管課〕

³ 特措法第36条第1項

⁴ 特措法第26条の3第2項、第26条の4

⁵ 特措法第26条の6

(3) 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。

〔総務課、所管課〕

(4) 町は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保⁶する。

〔財政課〕

(5) 町は、指定地方公共機関がその業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認め、労務、施設、設備、又は物資の確保について町に応援を求めた場合、必要な対策を協議する。

〔所管課〕

3-4. 対策本部体制の終了

町は、緊急事態措置の対象区域でなくなったときは、遅滞なく町対策本部を廃止⁷する。ただし、本部体制で対応すべき事態が継続している場合には、特措法によらない組織として対策本部体制を維持する。

〔町対策本部、いきいき健康課、防災交通課、所管課〕

⁶ 特措法第 69 条から第 70 条までの規定により国は必要な財政支援等を行うことが想定される。なお、同法第 70 条の 2 では、起債の特例が規定され、同条の規定により、政府対策本部が設置された時から当該政府対策本部が廃止されるまでの期間の属する年度に限り、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

⁷ 特措法第 37 条において準用する第 25 条

第2章 情報収集・分析

第1節 対策の理念・目標

理 念		✓ 新型インフルエンザ等を含む感染症の発生や病原体についての情報を速やかに収集し、関係機関と共有することにより、感染症対策の実施及び切替えにつなげる。
	目 標	
	準備期	✓ 平時から感染症に関する情報収集・分析を行うとともに、感染症有事における国、県からの情報を関係機関と共有する。
	初動期	✓ 県から提供を受けた情報を活用し、地域の実情に応じたリスク評価を適切に行う。
	対応期	✓ 政策上の意思決定及び実務上の判断に資するため、感染症の性状や臨床に関する情報の収集、分析及び包括的なリスク評価を継続的に行う。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 情報の共有

- (1) 町は、国内外から収集した情報やその分析結果、リスク評価等を、医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等*の関係機関と共有する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

- (2) 町は、新型インフルエンザ等に限らず、拡大が懸念される感染症について、県及び専門医による感染症リスクアセスメントを医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等の関係機関と共有する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

第2項 初動期

2-1. 情報の提供・共有

- (1) 町は、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴（感染経路*、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性*、薬剤感受性*等）を含む診断・治療に関する情報、症例定義等を県、保健所と迅速に共有するとともに、医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等、町民・事業者等に周知する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

第3項 対応期

3-1. 情報の提供・共有

- (1) 町は、国や県が提供するまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、県、保健所、医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等の関係機関と迅速に共有するとともに、町民・事業者等に周知する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

第3章 サーベイランス

第1節 対策の理念・目標

理念		✓ 感染症の発生動向、感染症の特徴及び病原体の性状の変化についての情報を速やかに把握し、柔軟かつ機動的な対策の切替えにつなげる。
目標	準備期	✓ 平時から感染症に関する情報収集・分析を行うとともに、県の体制構築に協力する。
	初動期	✓ 県の感染症サーベイランス*情報を収集し、初動期における対策を迅速に実施する。
	対応期	✓ 県がサーベイランスで収集した地域の感染状況等の情報を活用するとともに関係機関と情報を共有する。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 感染症サーベイランスの体制整備

- (1) 町は、県が把握した指定届出機関からの患者発生の届出状況や病原体検出状況、ゲノム解析*情報等を元に、医療機関・関係機関・町民等に情報提供・共有する体制整備に協力する。

〔いきいき健康課〕

第2項 初動期

2-1. サーベイランス情報の共有

- (2) 町は、県からの感染症サーベイランスで得られた新たな感染症に関する知見や感染症対策に関する情報を、医療機関・関係機関・町民等へ迅速に提供・共有する。

〔いきいき健康課〕

第3項 対応期

3-1. 有事サーベイランス情報の活用と共有

- (1) 町は、県がサーベイランスで収集した地域の感染状況、地域の変異株の状況、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）、病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像*等の情報並びに感染症対策に関する情報及び分析結果を把握し、医療機関・関係機関・町民等に情報提供・共有する。

〔いきいき健康課〕

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 対策の理念・目標

目 標	理念	<ul style="list-style-type: none">✓ 感染症に関する県からの情報を適時適切に発信するとともに、双方向のコミュニケーションによってリスク情報と情報に基づく対策等を共有し、町民や事業者の適切な判断・行動を促進する。
	準備期	<ul style="list-style-type: none">✓ 高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した情報提供体制を検討する。✓ 感染症による偏見・差別は許されず、受診行動を控えることによる感染症対策の妨げになることの普及啓発を行う。
	初動期	<ul style="list-style-type: none">✓ 国、県から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、正確かつ丁寧に情報発信し、町民に冷静な対応等を促す。
	対応期	<ul style="list-style-type: none">✓ 県と協力して各種媒体を活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を行う。✓ 発生状況に応じて感染症対策を見直すに当たり、変更点や変更理由を含め、分かりやすく説明することにより関係者の理解を深める。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 情報提供・共有の体制整備

- (1) 町は、感染症有事において、信頼性のある一貫した情報提供・共有を行うことができるよう必要な体制を整備する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、県と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症に関する情報提供・共有においても適切に配慮する。

〔いきいき健康課、防災交通課、総務課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

- (3) 町は、新型インフルエンザ等の発生時に町民からの相談に応じるための相談窓口等を円滑に設置するための体制・手順等を確認する。

〔いきいき健康課〕

- (4) 町は、町民が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション等に関する研修等に参加し職員の資質の向上を図る。

〔所管課〕

1-2. 感染症に関する情報提供・共有

- (1) 町は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局と感染症対策部局とが相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

- (3) 町は、自らの情報提供・共有が町民の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に努める。

〔所管課〕

1-3. 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

- (1) 町は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発⁸する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、偏見・差別は感染症に対する知識・理解不足により生じていることから、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体（町 HP、SNS、広報誌、回覧等）を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

〔いきいき健康課、総務課〕

第2項 初動期

2-1. 情報提供・共有の方法

- (1) 町は、各種媒体（町 HP、SNS、広報誌、回覧等）を活用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を町民向けに分かりやすく発信する。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (2) 町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

- (3) 町は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、関係機関等を通じた情報提供・共有を図る。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

2-2. 情報提供・共有の内容

- (1) 町は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを町民に情報提供・共有する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、国が作成した一般向け Q&A を、各種媒体（町 HP、SNS、広報誌、回覧等）を活用し、情報提供・共有をする。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (3) 町は、県と協力し、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容*に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

〔いきいき健康課、総務課〕

⁸ 特措法第13条第2項

2-3. 双方向のコミュニケーション

- (1) 町は、国による地方公共団体向け Q&A の配布等を機に町の相談窓口を設置するとともに、寄せられた意見等により、情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づきリスクコミュニケーションを実施する。

〔いきいき健康課〕

2-4. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- (1) 町は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず⁹、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを発信する¹⁰。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (2) 町は、県と連携を取りながら科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、町民が正しい情報を入手できるよう努める。

〔いきいき健康課〕

- (3) 町は、偏見・差別等に関する県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、町民に周知する。

〔いきいき健康課〕

2-5. 発生事例の共有

- (1) 町は、個人情報の保護に十分留意し、県から情報発信された患者等*の数、当町の患者等であることが判明した日時等に関する情報を提供してもらい共有する。

〔いきいき健康課〕

第3項 対応期

3-1. 情報提供・共有の方法

- (1) 町は、各種媒体（町 HP、SNS、広報誌、回覧等）を活用し、情報の提供・共有を図る。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (2) 町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

⁹ 感染症法第4条

¹⁰ 特措法第13条第2項

(3) 町は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

3-2. 情報提供・共有の内容

(1) 町は、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できる Web サイトを町民に情報提供・共有する。

〔いきいき健康課〕

(2) 町は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を町民に分かりやすく発信する。

〔いきいき健康課〕

(3) 町は、国や県と協力し、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

〔いきいき健康課〕

3-3. 双方向のコミュニケーション

(1) 町は、国が作成・改訂した一般向け Q&A や県コールセンターの設置状況を町 HP や広報誌等により情報提供するとともに、町の相談窓口等の体制を強化する。

〔いきいき健康課、総務課〕

(2) 町は、町の相談窓口等に寄せられた意見等を通じて町民の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。

〔いきいき健康課〕

3-4. 偏見・差別や偽・誤情報への対応

(1) 町は、偏見・差別等は許されるものではなく¹¹法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報の提供・共有を図る¹²。

〔いきいき健康課〕

(2) 町は、国や県と連携を取りながら科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的根拠に基づいた情報を発信し、町民が正しい情報を入手できるよう対処する。

〔いきいき健康課、総務課〕

¹¹ 感染症法第 4 条

¹² 特措法第 13 条第 2 項

(3) 町は、偏見・差別等に関する町、県、国、NPO 等の相談窓口に関する情報を整理し、町民に周知する。

〔いきいき健康課、総務課〕

(4) 町は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、県と協力して SNS 等のプラットフォーム事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。

〔いきいき健康課、総務課、所管課〕

3-5. 発生時事例の公表

(1) 町は、個人情報の保護に十分留意しつつ、県から情報発信された患者等の数、当町の患者等であることが判明した日時等に関する情報を提供してもらい共有し、発生状況等に対する住民の理解の増進を図る。

〔いきいき健康課、総務課〕

3-6. 封じ込めを念頭に対応する時期

(1) 町は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、県、町等が行う感染対策等の根拠を丁寧に説明する。

〔いきいき健康課〕

3-7. 重症化しやすい特定層への配慮

(1) 町は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。

〔いきいき健康課〕

(2) 町は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。

〔いきいき健康課〕

3-8. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

(1) 町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、町民・関係者に対し丁寧に説明する。

〔いきいき健康課、総務課〕

(2) 町は、順次広報体制を縮小する。

〔いきいき健康課、総務課〕

第5章 まん延防止

第1節 対策の理念・目標

理念	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・県や関係機関と連携しながら新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の構築などの感染症危機に対応する準備のための時間を確保する。 ✓ 封じ込めを念頭に置く時期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含む必要な措置を県と協議しながら適時適切に実施する。 ✓ 感染症の特徴及び病原体の性状の変化並びにワクチンや治療薬・治療法の開発・普及等の状況の変化に応じ、県と協議しながらまん延防止対策の見直しを柔軟かつ機動的に行う。 							
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">目標</td> <td>準備期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ まん延防止対策を実施するための体制を平時から検討し、まん延防止対策について町民・事業者等の理解の増進を図る。 </td> </tr> <tr> <td>初動期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・県の動向に注視しながら情報を収集し、町内発生に備える。 ✓ 特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。 </td> </tr> <tr> <td>対応期</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策について県と協力し、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。 ✓ 時期に応じて町民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、とるべき対策を決定する。 </td> </tr> </table>	目標	準備期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ まん延防止対策を実施するための体制を平時から検討し、まん延防止対策について町民・事業者等の理解の増進を図る。 	初動期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・県の動向に注視しながら情報を収集し、町内発生に備える。 ✓ 特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。 	対応期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策について県と協力し、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。 ✓ 時期に応じて町民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、とるべき対策を決定する。
	目標		準備期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ まん延防止対策を実施するための体制を平時から検討し、まん延防止対策について町民・事業者等の理解の増進を図る。 				
初動期			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・県の動向に注視しながら情報を収集し、町内発生に備える。 ✓ 特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。 					
対応期		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策について県と協力し、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。 ✓ 時期に応じて町民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、とるべき対策を決定する。 						

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. まん延防止対策を実施するための体制整備

- (1) 町は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。

〔いきいき健康課、防災交通課、所管課〕

1-2. まん延防止対策の効果を高める環境の整備

- (1) 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、感染症有事において、自らの感染が疑われる場合は相談窓口連絡し相談すること、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うことなど、とるべき対応等について、平時から理解の促進を図る。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

第2項 初動期

2-1. まん延防止対策の準備

- (1) 町は、国の要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応を準備する。

〔全所属〕

第3項 対応期

3-1. まん延防止対策の実施に対する考え方

- (1) 町は、地域の感染状況や医療提供体制等に基づいた柔軟なまん延防止対策を講ずることに加え、必要に応じて県、他市町村と連携し、他地域への移動自粛要請等のまん延防止対策を講じる。

〔いきいき健康課、所管課〕

3-2. 封じ込めを念頭に対応する時期のまん延防止対策

【事業者・学校等への特別の要請等】

- (1) 町は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等を踏まえ、適切に判断する。また、高齢者施設等の利用制限、放課後児童クラブの閉所やイベント等の中止についても地域の感染状況等を踏まえ、適切に判断する。

〔子育て支援課、福祉課、介護課、産業振興課、教育委員会、所管課〕

(2) 町は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずる¹³ことを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他の事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。

〔財政課、所管課〕

【医療・保健福祉における対策強化とその影響への配慮】

(1) 町は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については、訪問介護等を活用した対応を検討する。

〔福祉課、介護課〕

¹³ 特措法第 63 条の 2 第 1 項

第6章 ワクチン、治療薬・治療法

第1節 対策の理念・目標

理 念	<ul style="list-style-type: none">✓ 予防接種の実施主体として、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。✓ 予防接種や治療薬・治療法の有効性や安全性に関して、県と協力しながら情報提供を行い、町民の理解を深める。
------------	--

目 標	準備期	<ul style="list-style-type: none">✓ 感染症有事において、予防接種を円滑にできるよう接種体制の構築に必要な準備を進める。
	初動期	<ul style="list-style-type: none">✓ 国から提供されるワクチン供給量に鑑み、接種計画を立てる。✓ 予防接種に必要な医療従事者、接種会場等を確保する。✓ 新型インフルエンザ等のワクチン、治療薬・治療法に関する情報を医療機関、町民に迅速に提供・共有を行う。
	対応期	<ul style="list-style-type: none">✓ 準備期、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を受ける機会を確保する。✓ 予防接種を受けるかどうかの判断を、正しい情報に基づいて行えるようにワクチン等に関する情報を対象者へ周知する。✓ 予防接種健康被害救済制度について、申請を受け付けるほか、申請を行なおうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. ワクチン接種に必要な資材

- (1) 平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

〔いきいき健康課〕

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材【参考】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> ゴーグル <input type="checkbox"/> ペーパータオル <input type="checkbox"/> ゴミ袋(可燃・不燃(市川三珠・六郷)) 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン (赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋

※感染症廃棄物が運搬されるまでの保管場所等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

※感染予防の観点から接種経路の設定に当たっては、接種の流れが滞ることがないように配慮したり、被接種者が一定の間隔を取ることができ、要配慮者*への対応が可能なように準備を行う。

1-2. 感染症危機対応医薬品等*を利用する基盤の整備

【ワクチン】

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種*又は住民接種*の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から郡医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、ワクチンの円滑な流通体制を整備する県に対して、連携の方法及び役割分担に協力をする。また、県による管内ワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、情報収集に努めるとともに、医療機関単位のワクチン分配量も想定しておく。

〔いきいき健康課〕

1-3. 予防接種体制

- (1) 町は、郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から行う。

〔いきいき健康課〕

【特定接種】

- (1) 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員を対象とする特定接種については、町が実施主体として、原則として集団的な接種によることになるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者による登録申請を当該事業者へ周知する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会、所管課〕

- (3) 町は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者*に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会、所管課〕

- (4) 町は、特定接種登録事業者による業務（事業）継続計画（BCP）の作成を支援する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会、所管課〕

【住民接種】

- (1) 町は、迅速な住民接種を実現するため、次の準備を行う。

〔いきいき健康課〕

- ア 国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- イ 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶことなど、居住地以外での予防接種を可能とする取組の推進。
- ウ 速やかな接種を可能とするため、郡医師会等の医療関係者や学校関係者¹⁴等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種の時期の周知・予約等の接種体制の具体的な実施方法について準備を進める。
- i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び町や、郡医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する住民への周知方法の策定

※医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障がい保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊 婦	母子健康手帳届出数	C	
幼 児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳 児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6 歳-18 歳未満)	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成 人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

¹⁴ 接種場所の確保に関し、必要に応じて学校関係者等と協力することを想定

1-4. 情報提供・共有

- (1) 町は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や接種対象者、接種順位の在り方等の基本情報について、各種媒体（町 HP、SNS、広報誌、回覧等）を活用して情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図る。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (2) 町は、県の支援を受けながら定期的予防接種の実施主体として、郡医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

〔いきいき健康課、総務課〕

- (3) 町は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び全庁での連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

〔全所属〕

1-5. DX*の推進

- (1) 町は、予防接種の接種記録や副反応疑い報告等を迅速かつ正確に管理するために国が基盤整備する予防接種事務のデジタル化・標準化に協力する。

〔いきいき健康課、子育て支援課〕

- (2) 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない方に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

〔いきいき健康課、子育て支援課〕

- (3) 町は、予防接種事務のデジタル化に対する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

〔いきいき健康課、子育て支援課〕

第2項 初動期

2-1. 予防接種体制の構築

- (1) 町は、国から提供されたワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を踏まえ、郡医師会等の協力を得て、予防接種体制の構築等の業務を担う組織体制の構築を行う。

〔いきいき健康課〕

(2) 町は、準備期に整理した接種体制に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保する。

〔いきいき健康課〕

(3) 町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、国の方針を踏まえ、県に対して医療従事者に対して協力の要請又は指示を行うよう要請を行う¹⁵。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、状況により県に対して、歯科医師、診療放射線技師等が接種体制に協力できる体制の確保を要請する。

〔いきいき健康課〕

2-2. 予防接種体制

【特定接種】

(1) 登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて郡医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

〔いきいき健康課〕

【住民接種】

(1) 接種が速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握、接種勧奨、予約受付方法等の検討を行う。

〔いきいき健康課〕

(2) 接種を実施する際、感染予防の観点から接種者が一定の間隔を保てるような場所を確保し、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

〔いきいき健康課〕

(3) 接種の準備に当たっては、大幅に業務量が増えることが見込まれるので、全庁的な実施体制の確保を行う。

〔いきいき健康課、総務課〕

(4) 予防接種を実施するために必要な業務の洗い出し、それぞれの業務に必要な人員数の想定、人員リストの作成、業務内容の説明等優先順位や内容に応じて、人員の確保と配置を行う。

〔いきいき健康課、総務課〕

(5) 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等外部委託も検討しながら業務負担の軽減策も検討する。

〔いきいき健康課〕

¹⁵ 特措法第 31 条第 6 項

(6) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、郡医師会の協力を得て、その確保を図る。

〔いきいき健康課〕

(7) 接種実施医療機関の確保とともに、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことができるよう協議を行う。

〔いきいき健康課〕

(8) 高齢者施設や社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。

〔福祉課、介護課〕

(9) 医療機関以外の臨時的接種会場を設ける場合は、会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。また、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーを活用した本人確認等の予防接種事務のデジタル化、システム基盤への登録等、必要な設備の整備等の手配を行う。

〔いきいき健康課〕

(10) 臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となることから手続きを行い、併せて必要な医療従事者の算定を行う。

〔いきいき健康課〕

(11) 具体的な医療従事者は、予診医・接種医（医師又は看護師）・薬液充填及び接種補助・接種後の状態観察者が必要であり、その他検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などには事務職員が担当することなどが考えられること留意する。

〔いきいき健康課〕

(12) 接種会場での救急対応は、アナフィラキシーショックや痙攣等の重篤な副反応がみられた際に応急治療ができるための救急処置用品を準備しておく。また、適切な管理・保管を行う。

〔いきいき健康課〕

(13) 重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送に資するようあらかじめ会場内従事者の役割を確認しておく。また、搬送先の二次医療機関等との連携体制を確保する。

〔いきいき健康課〕

(14) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

〔いきいき健康課〕

第3項 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通・需要量及び供給状況の把握を行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

〔いきいき健康課〕

- (3) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に地域間での調整（融通）等を行う。

〔いきいき健康課〕

- (4) 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間での調整（融通）等を行う。

〔いきいき健康課〕

- (5) 町は、居住する市町村以外においても予防接種が可能となるよう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集会的な契約に参加する。

〔いきいき健康課〕

3-2. 接種体制

- (1) 町は、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を実施する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。

〔いきいき健康課〕

【特定接種】

●地方公務員に対する特定接種の実施

- (1) 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

〔いきいき健康課〕

【住民接種】

● 予防接種体制の構築

- (1) 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

〔いきいき健康課、総務課、教育委員会〕

- (3) 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。

〔いきいき健康課〕

- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

〔いきいき健康課〕

- (5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられることに留意する。

〔いきいき健康課、福祉課、介護課〕

- (6) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当課等や郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

〔いきいき健康課、福祉課、介護課〕

● 接種に関する情報提供・共有

- (1) 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

〔いきいき健康課〕

- (3) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

〔いきいき健康課〕

●接種体制の拡充

- (1) 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて、町生涯学習センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

〔いきいき健康課、総務課、福祉課、介護課、教育委員会〕

●接種記録の管理

- (1) 町は、国や県とともに地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

〔いきいき健康課〕

3-3. 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。また、給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。

〔いきいき健康課〕

- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。

〔いきいき健康課〕

- (3) 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

〔いきいき健康課〕

3-4. 情報提供・共有

- (1) 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

〔いきいき健康課〕

- (3) パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知・取組を行う。

〔いきいき健康課、子育て支援課〕

【特定接種に係る対応】

- (1) 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

〔いきいき健康課〕

【住民接種に係る対応】

- (1) 町は、実施主体として住民からの基本的な相談に応じる。

〔いきいき健康課〕

- (2) 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

〔いきいき健康課〕

- (3) これらを踏まえ、広報に当たって町は、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

〔いきいき健康課〕

第7章 医療

第1節 対策の理念・目標

理 念		✓ 町民の生命及び健康を守るため、感染症の発生状況に応じた医療提供体制を確保する。
目 標	準備期	✓ 感染症有事において、救急医療のひっ迫を回避するため、平時から救急車の適正利用に関する促進や#7119、#8000、初期救急医療センターを利用することを周知し、理解を深める。
	初動期	✓ 救急医療のひっ迫を回避するため、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法を町民に周知する。 ✓ 症状が軽微な場合には救急車の利用を控えることや#7119、#8000、初期救急医療センターを利用することなど、救急の適正利用を促進する。
	対応期	✓ 町民への救急車の適正利用や#7119、#8000、初期救急医療センターの利用促進により、救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。 ✓ 感染症の特徴や性状等に応じて、感染症以外の疾患にかかる健診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 円滑な医療提供のための体制整備

- (1) 町は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には、救急車の利用を控えることや#7119、#8000、初期救急医療センターを利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

〔いきいき健康課〕

1-2. 関係機関による連携の推進

- (1) 町は、感染症法の規定に基づく県の総合調整権限による医療提供体制の確保について、医療機関等の関係機関と認識を共有する。

〔いきいき健康課〕

第2項 初動期

2-1. 新たな感染症に関する知見の共有等

- (1) 町は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報、症例定義等を県や庁内関係課・保健所・医療機関・高齢者施設・福祉施設・消防機関・町民等に周知する。

〔いきいき健康課、防災交通課、子育て支援課、福祉課、介護課、教育委員会〕

2-2. 医療提供体制の確保

- (1) 町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法を町民に周知する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法を町民に周知するとともに、救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや、#7119、#8000、初期救急医療センターを利用することなど、救急車の適正利用を促進する。

〔いきいき健康課〕

2-3. 関係機関による連携の強化

- (1) 町は、県、関係医療機関、関係機関・関係団体との連携を更に強化するとともに、通常医療、救急医療及び感染症医療の提供状況、後方支援の状況、ひっ迫状況又は、最新の感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）等について随時共有し、県が開催する協議・検討に参加する。

〔いきいき健康課〕

第3項 対応期

3-1. 医療に関する対応の通則

【体制の確保】

- (1) 町は、町民への救急車の適正利用や、#7119、#8000、初期救急医療センターの利用の促進により、救急搬送・救急医療提供体制の維持を図る。

〔いきいき健康課〕

3-2. 時期に応じた医療の対応

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

- (1) 町は、有症状者が発熱外来*を直接受診する仕組みになった場合は、発熱外来の一覧などを県と協力して町民に周知する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染力、薬剤感受性等）、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏まえ、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないよう普及啓発を行う。

〔いきいき健康課〕

第8章 保健

第1節 対策の理念・目標

理念		<ul style="list-style-type: none">✓ 地域の感染状況や医療提供体制の状況に応じ、患者等の症状に応じた療養支援等を行い、町民の生命及び健康を守り抜く。
目標	準備期	<ul style="list-style-type: none">✓ 研修や訓練に参加し、感染症有事体制*の理解を深める。✓ 患者等の療養支援等に携わる関係機関の役割分担を明確にし、相互に連携をとることができる体制を整備する。
	初動期	<ul style="list-style-type: none">✓ 患者等の療養支援等に携わる関係機関の役割分担を明確にし、相互に連携をとることができる体制に備える。✓ 必要に応じて、感染症指定医療機関*の受診を勧奨するよう町民に周知する。
	対応期	<ul style="list-style-type: none">✓ 県及び関係機関と連携して、患者等の療養支援を行う。✓ 県が実施する健康観察*に協力する。✓ 県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ*等の物品の支給に協力する。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 保健の分野における体制の整備

- (1) 町は、人員体制等を考慮し、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を実施する。

〔いきいき健康課、総務課〕

1-2. 保健の分野での連携体制の構築

- (1) 町は、平時から県、保健所、郡医師会等と意見交換を通じ連携を強化する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、地域における訪問介護・訪問看護等の必要なサービスが継続的に提供されるよう、平時から地域包括ケアシステムの充実に向けて、県、高齢者施設等、訪問介護・訪問看護事業所、介護支援専門員・相談支援専門員が所属する施設等との連携の取組を進める。

〔いきいき健康課、福祉課、介護課〕

- (3) 感染拡大及びまん延防止の適切な受診行動を促す等の正しい知識の普及啓発を、町民に行う。

〔いきいき健康課〕

第2項 初動期

2-1. 相談センター*開設後の周知

- (1) 町は、症例定義に当てはまる有症状者等が、保健所内に開設された相談センターに相談することが新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のために重要であること、また、感染を疑う行動歴や症状がある場合は、相談センターへ相談するよう周知する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町においても、町民からの相談に対応する。

〔いきいき健康課〕

第3項 対応期

3-1. 流行期における保健の対応

- (1) 町は、流行期における業務量に対応できる感染症有事体制を速やかに確立する。

〔いきいき健康課、防災交通課、総務課〕

- (2) 町は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民に周知する。

〔いきいき健康課〕

- (3) 町は、保健所内に開設された相談センターに相談することが速やかな発熱外来の受診につながるため、感染したおそれのある者について相談センターへ相談するよう周知する。

〔いきいき健康課〕

3-2. 健康観察及び生活支援

- (1) 町は、県が実施する健康観察に協力する。

〔いきいき健康課〕

- (2) 町は、県から当該患者やその濃厚接触者*に関する情報等の共有を受けて、自宅療養*の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する。

〔いきいき健康課、所管課〕

- (3) 町での業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託や雇上げ等による業務効率化を進める。

〔いきいき健康課、所管課〕

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

- (1) 町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、町民・関係者に対し丁寧に説明する。

〔いきいき健康課、所管課〕

第9章 物資

第1節 対策の理念・目標

理念		✓ 感染症対策物資の備蓄を平時から進め、必要数量の感染症対策物資等*を感染症有事に確保することで、感染症危機への対応力を高める。
	準備期	✓ マスク、グローブ、ガウン等の個人防護具*を備蓄するとともに、医療機関や高齢者施設などの関係機関における感染症対策物資等の備蓄を依頼する。
目標	初動期	✓ 医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄状況等を確認する。
	対応期	✓ 医療機関、高齢者施設等において必要な物資及び資材が不足するときは、県に相談する。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄・管理

- (1) 町は、町行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認する¹⁶。
なお、この備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (2) 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、町は、国及び県から消防機関へ要請することを依頼する。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (3) 地域の医療機関は、診察・治療において感染者との接触があるため、医療従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう、町は、国及び県から郡医師会、峡南地区歯科医師会、峡南薬剤師会へ要請することを依頼する。

〔いきいき健康課〕

- (4) 地域の高齢者、障がい者等の要配慮者等施設での感染拡大や個人の感染を防ぐため、町は、関係施設に対し、防護具等の感染症対策物資の備蓄を進めるよう依頼する。

〔いきいき健康課、福祉課、介護課〕

第2項 初動期

第3項 対応期

2-1/3-1. 備蓄状況の確認と供給に関する相互協力

- (1) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態*において、その備蓄する物資又は資材の確認を行い、不足等により、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、町は県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請¹⁷する。

〔いきいき健康課〕

¹⁶ 特措法第10条

¹⁷ 特措法第50条

第 10 章 生活・経済の安定の確保

第 1 節 対策の理念・目標

理 念		✓ 感染症の危機が町民の生活・経済に大きな影響を及ぼすことを念頭に、感染症対策と町民の生活・経済との両立を図る。
目 標	準備期	✓ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁舎内すべての課の連携が必要となるため、情報共有体制を整備する。
	初動期	✓ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えられるよう施設確保等の体制を整える。
	対応期	✓ 心身の影響を考慮した必要施策を講じる ✓ 県の火葬体制を踏まえ、埋葬・火葬・安置が適切に実施できるよう調整を行う。

第2節 時期に応じた取組

第1項 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

- (1) 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

〔いきいき健康課、所管課〕

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

- (1) 町は、新型インフルエンザ等発生時に実施する各種支援に係る行政手続きや相談等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、日本語能力が十分でない外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

〔いきいき健康課、総務課、所管課〕

1-3. 事業継続に向けた準備

- (1) 町は、指定地方公共機関以外の事業者の事業（業務）継続計画（BCP）の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定するBCPは、事業継続力強化計画（簡易版BCP）を含むものとして取り扱うことに留意する。

〔いきいき健康課、所管課〕

1-4. 物資及び資材の備蓄

- (1) 町は、町行動計画に基づき、第9章「物資」第2節「時期に応じた取組」第1項「準備期」1-1.感染症対策物資等の備蓄・管理において、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁸。

〔いきいき健康課、防災交通課〕

- (2) 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

〔いきいき健康課、防災交通課、福祉課、介護課、子育て支援課、教育委員会〕

¹⁸ 特措法第11条

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

- (1) 町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討していく。

〔いきいき健康課、防災交通課、福祉課、介護課〕

1-6. 火葬体制の構築

- (1) 町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

〔いきいき健康課、町民課、生活環境課〕

第2項 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

- (1) 町は、県を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

〔いきいき健康課、生活環境課〕

第3項 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

【心身への影響に関する施策】

- (1) 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

〔いきいき健康課、所管課〕

【生活支援を要する者への支援】

- (1) 町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

〔いきいき健康課、福祉課、介護課〕

【教育及び学びの継続に関する支援】

- (1) 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

〔教育委員会〕

【生活関連物資等の価格の安定等】

- (1) 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め

及び売惜しみが生じないよう、県とともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

〔防災交通課、総務課、産業振興課〕

(2) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

〔防災交通課、総務課、産業振興課〕

(3) 町は、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足の発生又はそのおそれがあるときは、町行動計画に基づき適切な措置を講ずる。

〔防災交通課、総務課、産業振興課〕

(4) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく市町村が実施すべきとされる措置、その他適切な措置を講ずる。¹⁹

〔防災交通課、総務課、産業振興課〕

【埋葬・火葬の特例等】

(1) 町は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

〔防災交通課、生活環境課〕

(2) 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

〔防災交通課、生活環境課、所管課〕

(3) 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

〔防災交通課、生活環境課〕

(4) 町は、県を通じて国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。併せて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

〔防災交通課、生活環境課〕

¹⁹ 特措法第 59 条

(5) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

〔防災交通課、生活環境課〕

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

〔町民課、生活環境課〕

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

【事業者に対する支援】

(1) 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置及びその他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

〔政策推進課、財政課、産業振興課〕

【住民の生活及び地域経済の安定に関する措置】

(1) 水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。²⁰

〔生活環境課〕

²⁰ 特措法第 52 条第 2 項

参考資料

資料 1 市川三郷町新型インフルエンザ等対策本部条例

○市川三郷町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月18日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、市川三郷町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、山梨県の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

資料 2 用語集

ここでは、第 1 部から第 3 部までの計画本文に使用する語句の意義等を解説するものであり、ここに記載する用語は、本文の初出において「*」の印を付している。

なお、記載の順は、五十音順、アルファベット順としている。

か行

● ガイドライン

町行動計画に記載する取組を関係機関が進めるための指針となる文書。

● 患者等

患者、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者。新型インフルエンザ等の患者等については、感染症法に基づく就業制限、入院、外出自粛等の措置の対象となることが想定される。

● 感染経路

感染症の病原体が生体に侵入する経路。空気感染、飛沫感染、接触感染、母子感染等に大別される。

● 感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。感染症危機を取り巻く環境から、国家の危機は県及び町の危機でもあり、町では、県と協力しながら町民の生命・健康及び生活・経済を守るための積極的な取組が求められる。

● 感染症危機対応医薬品等

公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。感染症有事において必要なときに利用できるよう平時から確保等の取組が求められる。

● 感染症指定医療機関

感染症法に基づき入院させることが必要な感染症の患者等の入院医療を担当する医療機関として、国又は県が同法第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定するもの。ただし、協定指定医療機関を除く。

- 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

- 感染症有事体制

新型インフルエンザ等に対応するための体制のこと。新型インフルエンザ等の発生公表*後 1 か月間の業務量に十分に対応可能な体制を速やかに確保し、その後、実際の業務量の変化に応じて強化・縮小する。

- 感染性

ヒトからヒトへの病原体の伝播のしやすさ。

- 感染対策

個人又は組織による感染症にかからないための取組のことであり、手指衛生、マスク着用、換気、消毒、ソーシャル・ディスタンス（対人距離）の確保、ゾーニング（空間分離）などの手法がある。なお、感染症対策とは、感染対策のほか、感染症のまん延防止のための措置や感染症の医療の確保など感染症の対策全般を含む。

- 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）。作成主体によって「事業継続計画」ともいう。

- 緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

- 緊急事態措置

特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により、まん延の防止

に関する措置若しくは医療等の提供体制の確保に関する措置又は国民生活及び国民経済の安定に関する措置を講ずるもの。例えば、まん延の防止に関する措置としては、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

- ゲノム解析

病原体の変異を追跡するため遺伝子の全配列を調べるもの。

- 健康観察

感染症の患者等の濃厚接触者や感染症の療養者の必要な期間において、体温などの健康状態について報告を求め、患者の状態を確認すること。

- 抗インフルエンザウイルス薬

ヒトの身体に取り込まれたインフルエンザウイルスに働き掛け、その感染の予防や重症化の防止に効能・効果があるとして、人体への使用の安全性を確認の上、国内での製造販売が承認された医薬品。計画改定時点ではオセルタミビルリン酸塩（タミフル[®]、オセルタミビル）、ザナミビル水和物（リレンザ[®]）、ペラミビル水和物（ラピアクタ[®]）、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（イナビル[®]）、バロキサビルマルボキシール（ゾフルーザ[®]）があり、その種類によって、錠剤、カプセル、顆粒、ドライシロップ、吸入剤、注射剤といった剤形がある。

- 行動変容

人が行動（生活習慣）を変えること。

- 高齢者施設等

入所系の高齢者施設及び障がい者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所。

- 呼吸器感染症

人の肺に感染する病原体による疾病。

- 個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

- サーベイランス

感染症の患者や病原体の発生状況を監視し、その状況からの動向予測を行うこと。

- 自宅療養

行政が健康観察や医療の提供、日常生活に必要な物資の支給に関与する中において、外出自粛の対象となった新型インフルエンザ等の患者等が自宅で療養すること。

- 指定地方公共機関

県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県が新型インフルエンザ等対策において指定するもの。

- 住民接種

予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する住民向けの予防接種のこと。その対象者及び期間は、特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方針を変更し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項として定める。

- 所管課

関係機関が法令等に基づき事業等を行う場合において、一定の関与を行うことが想定される行政機関の所属。なお、「関係課」とは、機関・団体との関わりをもつ所属であり、所管課を含めた幅広い概念。

- 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

- 新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第 32 条第 1 項に規定する「新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態」をいう。

- 新型コロナウイルス感染症

令和 2 年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の 5 類感染症に位置付けられた。

- 新興感染症

まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、感染症法に基づく医療提供体制の整備等を考える上で使用される用語。このうち、特措法の対象となるものが新型インフルエンザ等。

- 咳エチケット

感染を防ぐため、咳・くしゃみにより発生した飛沫が周囲の人にかからないように配慮する行為。咳・くしゃみの際に顔をそむける、腕を口元にあてるほか、マスク着用などがある。

- 総合調整

市町村、医療機関その他の関係機関による感染症への対応が円滑に行われるよう、感染症法に基づき国や県が行う調整。

- 相談センター

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある行動歴や症状がある方の相談を受け付け、発熱外来の受診先を案内する電話窓口。

た行

- 特定新型インフルエンザ等対策

地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法第 2 条第 2 号の 2 の政令で定めるもの。なお、計画改定時点では、同政令で次のように定められている。

(1) 特措法の規定により実施する措置

- (2) 次に掲げる感染症法の規定（イからハまでに掲げる規定にあつては感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合及び感染症法第 53 条第 1 項の規定に基づく政令によって適用される場合を含み、ニに掲げる規定にあつては感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）により実施する措置
- イ 医師の届出《第 12 条第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定》、積極的疫学調査《第 15 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 8 項、第 10 項、第 11 項及び第 13 項から第 16 項までの規定》、検疫所との連携《第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 3 項の規定》、就業制限《第 18 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項までの規定》、公費負担医療《第 37 条第 1 項、第 2 項（第 44 条の 3 の 2 第 2 項及び第 50 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 3 項及び第 4 項（第 42 条第 2 項、第 44 条の 3 の 2 第 2 項、第 44 条の 3 の 3 第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項及び第 50 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 42 条第 1 項の規定》及び総合調整《第 63 条の 3 第 1 項及び第 4 項並びに第 63 条の 4 の規定》
- ロ 入院・移送・退院《第 26 条第 2 項において読み替えて準用する第 19 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項及び第 7 項、第 20 条第 1 項から第 6 項まで及び第 8 項、第 21 条並びに第 22 条の規定》及び苦情・審査請求《第 24 条の 2 及び第 25 条第 4 項の規定》
- ハ 書面による通知《第 26 条第 2 項において読み替えて準用する第 23 条において準用する第 16 条の 3 第 5 項及び第 6 項（感染症法第 17 条第 1 項の規定による健康診断の勧告及び同条第 2 項の規定による健康診断の措置に係る部分を除く。）の規定》
- ニ 感染を防止するための報告・協力《第 44 条の 3 第 2 項、同条第 5 項から第 11 項まで（これらの規定を第 50 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定》及び外出自粛対象者の医療《第 44 条の 3 の 2 第 1 項及び第 44 条の 3 の 3 第 1 項の規定》
- ホ 新感染症の所見がある者の入院・移送・退院《第 46 条第 1 項から第 5 項まで及び第 7 項、第 47 条及び第 48 条の規定》、新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知《第 49 条において準用する第 16 条の 3 第 5 項及び第 6 項の規定》、新感染症の所見がある者による苦情《第 49 条の 2 において準用する第 24 条の 2 の規定》、新感染症の感染を防止するための報告・協力《第 50 条の 2 第 2 項の規定》、新感染症外出自粛対象者の医療《第 50 条の 3 第 1 項及び第 50 条の 4 第 1 項の規定》及び新感染症の対応における国との連携《第 51 条第 1 項（感染症法第 46 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 47 条又は第 48 条第 1 項若しくは第 4 項に規定する措置に係る部分に限る。）の規定》

- 特定接種

特措法第 28 条第 1 項の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

- 特定接種登録事業者

特措法第 28 条第 1 項第 1 号の規定により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

な行

- 濃厚接触者

保健所が行う疫学調査の結果、新型インフルエンザ等の患者等と感染性のある期間に接触があり、当該感染症を発症する可能性があるかと判断されたもの。

は行

- 発生公表

感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表すること。

- 発熱外来

発熱など感染の疑いを示す症状が出た者を受け入れ、診療する医療機関。

- パルスオキシメータ

皮膚を通して動脈血中の酸素飽和度と脈拍数を計測する医療機器。

- 病原性

病原体が引き起こす感染症の重症度の強さ。

ま行

●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

や行

●薬剤感受性

疾病の原因となる病原体に作用する薬剤の効きやすさ。薬剤の有効性の指標。

●要配慮者

新型インフルエンザ等の患者等となり、又は濃厚接触者となった場合において、日常生活を営む上で特に配慮や支援が必要となる者。災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者と同義。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、虐待を受けているおそれのある者などが想定される。

ら行

●リエゾン

「仲介」や「橋渡し」という意味。町から感染症有事の際に県に派遣されるリエゾンは、町の新型インフルエンザ等対策を円滑に進めるため、県対策本部や保健所による新型インフルエンザ等への対応の方法や現場の対応状況などについて随時情報を収集し、持ち帰る「連絡調整員」の役割を担う。

- リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

- 臨床像

患者等の状態（病気の状態）がどのようなものであるかを表すもの。

わ行

- ワンヘルス

人、動物、環境の健康はそれぞれ密接につながっており、一つとして一体的に捉え、連携して守っていくべきであるという考え方。

- ワンヘルス・アプローチ

人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むという概念を表すもの。

ABC

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）

ICTにより社会の在り方を変えるもの。